

平成 29 年 10 月 12 日

各 位

会社名 日本工営株式会社
代表者名 代表取締役社長 有元 龍一
(コード: 1954 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 菅原 茂樹
(TEL 03-5276-2454)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 12 日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 11 月 10 日
(2) 発行する株式の種類 お よ び 数	当社普通株式 10,478 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 4,190 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	43,902,820 円
(5) 割 当 予 定 先	当社の取締役（※） 9 名 10,478 株 ※社外取締役を除く。
(6) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券 通知書を提出しております。

2. 発行の目的および理由

当社は、平成 29 年 8 月 14 日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成 29 年 9 月 28 日開催の当社第 73 回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 6,000 万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 50,000 株を上限とすることおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 1 年間から 5 年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、当社の第 74 期事業年度（平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日）の譲渡制限付株式報酬として、対象取締役 9 名に対し、金銭報酬債権 43,902,820 円を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、各対象取締役に特定譲渡制限付株式として当社普通株式 10,478 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社における各対象取締役の貢献度および職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」といいます。

す。)を締結すること等を条件として支給いたします。

本制度の導入による対象取締役の株価上昇および企業価値向上への貢献意欲の向上の効果等を見極めるため、導入初年度である第74期事業年度の譲渡制限付株式報酬につきましては、譲渡制限期間を1年間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成29年11月10日～平成30年11月9日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期满了等）がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」といいます。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由（任期满了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、平成29年11月から対象取締役が当社の取締役の地位から退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

対象取締役は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、平成29年11月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当

株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（平成29年10月11日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,190円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（平成29年9月12日から平成29年10月11日まで）の終値単純平均値である3,761円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は11.41%（小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの3か月間（平成29年7月12日から平成29年10月11日まで）の終値単純平均値である3,385円からの乖離率は23.78%、および同直前営業日までの6か月間（平成29年4月12日から平成29年10月11日まで）の終値単純平均値である3,215円からの乖離率は30.33%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以 上